

湯沢市議会基本条例 検証結果報告書

令和 7 年 6 月

湯沢市議会 議会運営委員会

【1. はじめに】

湯沢市議会基本条例（以下「条例」という）は、平成24年3月定例会において、議会基本条例特別委員会を設置し、市民説明会やパブリックコメントを経て、平成25年3月定例会において可決、成立し、平成25年4月1日に施行されました。その後、必要に応じて見直しが行われ、令和3年度には、議会公聴活動の充実を図るとともに、議会改革及び政策立案等協議の活性を推進するため、意見交換会の開催、広報広聴委員会及び議会改革推進会議を設置することを規定しました。

条例では、「市政の情報公開と市民参加を基本とした、これからの自主自立する地方自治体にふさわしい、市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与する」ことを目的としております。（条例第1条）

また、条例第23条第1項では、「議会は、2年ごとにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検討しなければならない。」と規定しています。

このたび、議会運営委員会では、上記の規定に基づき、これまでの議会運営について検証を行いましたので、ここにその結果を報告します。

【2. 検証の経緯】

本委員会では、全議員が各条・項ごとに行った「評価」を取りまとめるとともに、「評価内容」、「今後の対応等に対する意見」を整理し、委員会の総意として「検証結果報告書」を取りまとめました。

基本条例の検証は、はじめに、① 検証実施要領の策定、② 検証表、③ 検証スケジュール等について協議し、次のとおりとしました。

○検証体制：議会運営委員会委員、議長、副議長

○検証方法：全23条の条項について1条、1項ずつ検証し、成果、課題の抽出を行い、その結果をA、B、C、Dの4段階で評価。検証や評価が困難な条項は検証対象外としました。

【評価の段階】	A：十分できている	B：概ねできている
	C：不十分である	D：できていない

議会運営委員会及び議員全員協議会における条例の検証の経過

年月日	協議内容
令和7年2月14日	【議会運営委員会】 ・検証実施要領（案）を提案し協議
令和7年3月7日	【議会運営委員会】 ・具体的な検証方法について協議し決定 ①検証実施要領の策定 ②検証表 ③検証スケジュールについて協議
令和7年3月18日	・全議員に、達成状況の検証の実施について通知
令和7年5月16日	【議会運営委員会】 ・各議員提出の検証の取りまとめ状況及びスケジュールの確認 ・全条文の検証（評価の決定、評価内容の協議）
令和7年5月29日	【議員全員協議会】 ・取りまとめ状況及び評価結果（A～D）を報告 ・全般に関する意見交換
〃	【議会運営委員会】 ・評価内容及び今後の対応に関する意見に関する協議
令和7年6月6日	【議会運営委員会】 ・評価内容及び今後の対応に関する意見を決定 ・達成状況検証表（全体表）を確定 ・検証結果報告書（案）を協議
令和7年6月19日	【議会運営委員会】 ・検証結果報告書を決定
令和7年6月20日	【議員全員協議会】 ・検証結果報告書を全議員に説明

【3. 検証の結果】

評価対象全43項目のうち、A評価が30項目、B評価が13項目となりました。
(別紙 達成状況検証表)

【4. 検証結果の公表】

本委員会における検証の結果については、市ホームページや市議会だよりに掲載し、広く市民に周知を図ることとします。

【5. 今後の対応】

今回の検証では、全ての項目において評価がA、Bのみとなり、これまでの検証結果に基づく取組の成果が表れた結果となりました。

評価がA、Bである項目についても、CやDと評価した議員の個別意見に留意し、今後の議会活動の更なる充実・強化を推進してまいります。

【6. むすびに】

このたびの検証作業では、全議員が条文・項ごとに検証を行い、評価等について意見交換を行って決定しました。

また、検証等を行う過程において、議員個々の意見を大切にしながら協議を重ねました。これは、議会基本条例の認識を深め、議会運営の課題を把握する意味において大きな意義がありました。

議会基本条例は本議会における最高規範と定義しており、今回の検証で得た課題を全議員が共有し、さらに市民に身近で信頼される議会となるために議会として一体となって改善に取り組んでいくことが重要であります。